

新年度 全社一丸で進める 交通安全

①春の全国交通安全運動

【4月6日(月)～4月15日(水)までの10日間】

※県内一斉大監視 4月10日(金)午前7時～午前9時

- 春の全国交通安全運動に呼応した活動を実施しよう
- 交差点での安全確認を徹底させよう

②4月1日から自転車等へ

交通反則通告制度(青切符)が導入されます。

- 自転車の運転ルールの再確認を呼び掛けよう



春の全国交通安全運動に呼応した活動を実施しよう

春の全国交通安全運動が四月六日～十五日までの十日間実施されます。運動の重点は、

●通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

●「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

●自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
の三項目です。重点を意図した運転を心掛けるよう指導してください。

また、事業所でも重点項目を踏まえた活動を実施しましょう。ある事業所では、運動の期間中、事業所の近隣の横断歩道で、登校する児童の見守り活動を実施しています。児童の安

全を守ることで、従業員自身の安全運転の意識づけにつながっています。

交差点での危険予測と安全確認を徹底させよう

交差点は、車が直進や右折、左折といったさまざま歩行者や二輪車、歩行者も交差点やその付近を通過するため事故発生リスクも高くなります。

愛知県警によると、令和七年中の死亡事故件数は一二二件で、そのうち六割強にあたる七十五件が交差点とその付近で発生しています。

交差点の通過時は安全確認を徹底させましょう。とくに見通しの悪い交差点では、多段階停止の励行を呼び掛けてください。

自転車等の運転ルールの再確認を呼び掛けよう

四月一日から、十六歳以上の者が運転する自転車等による一定の違反行為に対して交通反則通告制度(青切符)が適用されます。

対象になる主な違反行為と反則金は、携帯電話使用等(保持)が一万二千元、遮断踏切立入りが七千元、自転車制動装置不良が五千円となります。

自転車等のルールを再確認して、正しく運転するよう指導してください。

なお、その他の違反や反則金等については、警察庁の「自転車を安全・安心に利用するために―自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入―【自転車ルールブック】(二次元コード)を参照してください。

